

那覇市琉球泡盛文化の継承及び発展に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、琉球泡盛の発祥の地である本市における琉球泡盛文化の継承及び発展に関し、基本理念を定め、市、酒造事業者及び関連事業者、市民の役割を明らかにするとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域文化の振興、伝統産業の発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 琉球泡盛 地域団体商標の商標登録(商標法(昭和34年法律第127号)第7条の2第1項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。)を受けている泡盛をいう。
- (2) 琉球泡盛文化 琉球泡盛の製造、保存、流通、飲食その他これらに関連して育まれてきた歴史、伝統、芸能、工芸、食文化その他の文化的価値の総体をいう。
- (3) 酒造事業者 市内で琉球泡盛の製造又は販売を行う者をいう。
- (4) 関連事業者 市民で飲食業、宿泊業、観光業、伝統工芸品の製造若しくは販売又はイベント事業その他の琉球泡盛文化に関連する事業を行う者をいう。
- (5) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者、市内で活動する者及び酒造事業者以外の市内で事業を営むものをいう。

（基本理念）

第3条 琉球泡盛文化の継承及び発展は、次に掲げる事項を基本理念として取り組むものとする。

- (1) 琉球泡盛が育んできた歴史、文化及び伝統的価値を尊重し、次世代へ継承すること。
- (2) 琉球泡盛と伝統工芸、伝統芸能、琉球料理その他の地域資源との連携を図ること。
- (3) 新たな価値の創造及び市内外への発信により、産業の持続的な発展を図る

こと。

(4) 個人の意思及び健康への配慮を図ること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、琉球泡盛文化の継承及び発展と伝統産業等との連携に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(酒造事業者の役割)

第5条 酒造事業者は、主体的に琉球泡盛の品質向上、伝統的な製造技術の継承及び後継者の育成に努めるとともに、市が実施する琉球泡盛文化の継承及び発展に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関連事業者の役割)

第6条 関連事業者は、その事業活動を通じて琉球泡盛文化の魅力の発信及び普及に努めるとともに、市が実施する琉球泡盛文化の継承及び発展に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第7条 市民等は、琉球泡盛文化への理解を深め、日常生活や地域活動等において、琉球泡盛文化の普及及び振興に自主的にかかわるよう努めるものとする。

(技術の継承及び後継者の育成)

第8条 市は、酒造事業者その他関係団体と連携し、製造技術及び関連する伝統技術の継承並びに後継者の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び普及の振興)

第9条 市は、市民等が琉球泡盛文化について理解を深めることができるよう、学習及び普及の機会の充実に努めるものとする。

2 前項の活動は、飲酒を推奨するものではなく、文化的価値の理解を目的として実施するものとする。

3 市、酒造事業者、関連事業者及び市民等は、9月4日の「古酒(コース)の日」、11月1日の「泡盛の日」等において、琉球泡盛文化の普及及び啓発に関する取り組みを重点的に実施するよう努めるものとする。

(情報発信及び文化交流)

第10条 市は、琉球泡盛文化の市内外への発信及び文化交流を促進するため、必要

な措置を講ずるものとする。

(酒造事業者及び関連事業者等の支援)

第11条 市は、酒造事業者による品質向上、技術革新、販路拡大及びブランド力向上、製造設備の更新、関連事業者の取組に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(伝統産業等との連携)

第12条 市は、琉球泡盛と伝統工芸品、伝統芸能、琉球料理その他の地域資源との連携を促進し、その魅力の向上及び発信に努めるものとする。

(観光振興)

第13条 市は、琉球泡盛や関連事業等を活用した観光振興に努めるものとする。

(個人の意思の尊重等)

第14条 市、市民等及び酒造事業者は、この条例に規定する取組を推進するに当たり、個人の嗜好、意思及び健康状態を尊重し、飲酒を強制し、又は飲酒を推奨することがないよう配慮しなければならない。

(基本計画)

第15条 市長は、本市における琉球泡盛文化の継承及び発展と伝統産業等との連携に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の検証)

第17条 市は、施策の実施状況を定期的に検証し、その結果を今後の施策に反映するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。